

三芳町清掃工場等跡地利用事業  
事業用定期借地権設定契約書  
(案)

令和元年 8 月

三芳町

## 三芳町清掃工場等跡地利用事業 事業用定期借地権設定契約書

三芳町（以下「甲」という。）と、【事業者名】（以下「乙」という。）とは、甲、乙が令和元年●月●日付で締結した「三芳町清掃工場等跡地利用事業 基本協定書」（以下「本基本協定」という。）に基づき、甲の所有する第4条記載の跡地（以下「事業用地」という。）を乙が借り受けて行う既存施設の解体撤去及び事業用施設の建設及び運営に関する事業（その内容は、甲が公表した「三芳町清掃工場等跡地利用事業 募集要項」（附属資料を含み、以下「募集要項」という。）、特記仕様書（別紙類を含む）及び募集要項に関する質問回答（募集要項と合わせて、以下「募集要項等」という。）、乙が甲に提出した「三芳町清掃工場等跡地利用事業 提案書」（乙が作成した甲からの質問に対する回答書及び本基本協定締結までに提出したその他の一切の書類で甲が事業提案書に含まれると認めたものを含み、以下「事業提案書」という。）及び本基本協定により特定される。以下「本事業」という。）について、次のとおり事業用定期借地権設定契約書（以下「この契約」という。）を締結する。なお、募集要項等において定義された用語は、この契約において別段の定めを設けない限り、この契約においても同様の意義を有する。

（総則）

- 第1条 この契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 2 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

（関係書類の遵守等）

- 第2条 甲及び乙は、この契約に定めるもののほか、次の関係書類を遵守するとともに、本事業の公益性及び趣旨を尊重し、誠意をもって契約を履行しなければならない。
- 一 募集要項等
  - 二 事業提案書
  - 三 本基本協定
- 2 この契約、本基本協定、募集要項等及び事業提案書の規定に矛盾、齟齬がある場合、この契約、本基本協定、募集要項等、事業提案書の順にその解釈が優先するものとする。
- 3 乙は、本事業の実施のために必要となる業務の全部又は一部を事業者提案書に基づき応募者の構成員又は協力企業に発注し又は委託するものとする。乙が構成員又は協力企業以外の第三者に発注し又は委託するときは、事前に甲へ届け出て、甲の承諾を得なければならない。乙が甲の承諾を得て構成員又は協力企業以外の第三者に発注、委託（乙が発注した請負人又は受託者が行う再発注又は再委託を含む。）する場合は、当該発注、委託は、全て乙の責任において行い、又は請負人等又は受託者等をして行わせるものとする。

(行政手続等)

第 3 条 乙は、本事業の実施に必要な関係法令等に基づく関係機関との協議を行い、必要な手続及び許認可の取得を行うものとする。なお、これに係る一切の費用は乙が負担するものとする。

(賃貸物件)

第 4 条 甲は、その所有する次に掲げる事業用地に、事業用定期借地権を設定して乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

- 一 所在地 上富字緑 1582 番 1  
上富字緑 1598 番 3 の一部  
上富字緑 1598 番 5  
上富字緑 1598 番 6  
上富字緑 1598 番 7  
上富字緑 1599 番 1  
上富字緑 1599 番 3  
上富字緑 1599 番 5
- 二 地積 13,967.70 m<sup>2</sup> (事業用地全体)  
11,886.77 m<sup>2</sup> (事業用地①)  
2,080.93 m<sup>2</sup> (事業用地②)

- 2 この契約により甲が乙のために設定する借地権は、借地借家法第 23 条第 1 項に基づく事業用定期借地権とする。
- 3 この契約は、契約の更新(民法第 619 条の規定も適用されないものとする。)及び建物の築造による存続期間の延長がなく、また、乙は、借地借家法第 13 条の規定による買取の請求をすることができないものとする。
- 4 甲は、本基本協定第 9 条第 1 項の規定による保証金の納付並びに特記仕様書 1.5 の(1)から(4)に示す実施事項(以下「準備工事」という。)が完了したことを甲が確認し、乙に当該確認を行った旨を通知したときに、乙に対し、事業用地を現状有姿にて、本条に定める事業用定期借地権の設定に基づき引き渡したものとみなされるものとする。
- 5 特記仕様書の別紙 1 に示す事業用地②における準備工事は、令和 4 年 4 月 1 日まで実施しないものとする。

(賃貸借の期間、土地及び施設の使用貸借)

第 5 条 事業用地①の賃貸借の期間は、前条第 4 項に定める土地引渡しのあった日から起算して 30 年間とする。

- 2 甲は乙に対して、前条第 4 項の土地引渡しまでの間、事業用地を本事業の実施に必要な範囲で、無償で使用させるものとする。乙は、当該期間中、事業用地を善良なる管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 事業用地②の賃貸借の期間のうち、その終了期限は事業用地①における賃貸借の終了期限に合わせる。

(契約保証金の返還)

第 6 条 甲は、この契約が終了した場合であつて、乙が、第 25 条に定める原状回復義務を履行したことを確認したときは、本基本協定第 9 条第 1 項の定めにより支払われた契約保証金を乙に返還する。ただし、この返還金に利息は付さない。

2 甲は、乙に契約保証金を返還すべき場合において、乙に第 26 条に定める違約金又は第 31 条に定める損害賠償金その他甲に支払うべき債務があるときは、返還すべき契約保証金とこれらの違約金等を対当額について相殺することができる。

(賃料)

第 7 条 事業用地①の月額賃借料は、【       】円とする。

2 事業用地全体の月額賃借料は、【       】円とする。

(賃料の支払)

第 8 条 乙は、前条の賃料を、甲の発行する納入通知書により、毎月支払わなければならない。

(賃料の改定)

第 9 条 甲は、原則として、3 年ごとの固定資産税評価替え時に合わせて、社会経済情勢等を考慮し、前条の賃料を改定することができる。賃料の改定を行う場合は、甲は、すみやかに適正な額に改定するものとし、甲から乙に対し改定後の賃料を通知する。

(用途の指定)

第 10 条 乙は、事業用地及び事業者が建設及び運営する事業施設を本事業のために使用しなければならない。甲の事前の承認を得た場合を除き、他の用途のために使用してはならない。

(準備工事の実施)

第 11 条 乙は、この契約締結後、募集要項、特記仕様書及び事業提案書に基づき準備工事に係る各種設計及び各種関係機関等との調整等を実施し、準備工事を令和●年●月●日までに実施しなければならない。

2 乙は、準備工事の着工までに工程表を作成して甲に提出しなければならない。甲は、乙が期限までに準備工事に着工しない場合には、乙に対して是正勧告を行うことができる。

3 乙は、準備工事の着工後、甲に提出した工程表に従って準備工事を完了させるものとする。なお、甲は、乙が期限までに準備工事を完了しない場合には、乙に対して是正勧告を行うことができる。

4 乙は、前 3 項の期限を変更する必要がある場合、あらかじめ甲の承諾を受けなければならない。

- 5 甲は、乙の行う準備工事が、本基本協定、募集要項、特記仕様書及び事業提案書に適合していないと認められる場合には、乙に対して是正勧告を行うことができる。この場合、乙は甲の是正勧告に従い、自らの責任と費用負担において是正しなければならない。
- 6 事業用地②における準備工事は、令和4年3月31日まで実施しないものとする。なお、事業用地②における準備工事の開始可能期間が変更になった場合の扱いは、協議により決定する。

(事業施設の建設及び運営)

- 第12条 乙は、本基本協定、募集要項、特記仕様書並びに事業提案書等に従い、事業用地において、事業施設を建設し令和●年●月●日までに運営を開始しなければならない。
- 2 乙は、前項の期限を変更する必要がある場合、あらかじめ甲の承諾を受けなければならない。
  - 3 乙は、賃貸借期間中、事業施設等を自ら管理・所有し、事業施設を運営しなければならない。また、自らの責任及び費用負担において本事業を実施し、この契約に特に定めがある場合を除き、甲に対し、本事業に関し、増加費用等の負担を求めることはできない。

(近隣対策)

- 第13条 乙は、準備工事の実施、事業施設の建設工事及び事業施設等の運営に当たっては、周辺住民に対して十分な説明を行い、住民意見を尊重した工事及び事業運営に努めなければならない。
- 2 乙は、自己の責任と費用負担において、本事業を実施するに際して合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。なお、係る近隣対策の実施について、乙は甲に対して事前及び事後にその内容及び結果を報告するものとする。

(事業提案書の変更等)

- 第14条 乙は、必要があると認めるときは、あらかじめ甲と協議し、甲の承諾を得た場合には、甲に提出した事業提案書を変更することができる。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、事業提案書の変更協議を求めることができる。乙は、甲から当該協議の求めがあった場合、甲との間で、誠実に協議に応じなければならない。
  - 3 乙は、法令、条例及び規則に基づく規制又は事業実施上の事由で事業提案書を変更する必要がある場合には、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

(甲への報告等)

- 第15条 乙は、甲からの要請があった場合、準備工事及び事業施設の建設工事の進捗状況等について定期的に報告をしなければならない。
- 2 乙は、前項の規定にかかわらず、準備工事及び建設工事が終了した場合、甲に報告しなければならない。

- 3 甲は、準備工事及び事業施設の建設工事の完了時に、各工事が、本基本協定、募集要項等、事業提案書に従っているか必要に応じ確認を行う。この場合、乙は、甲の行う確認に協力しなければならない。
- 4 前項による確認の結果、準備工事及び事業施設の建設工事が、本基本協定、募集要項等、事業提案書並びに提出設計図書等及び計画書類等に従っていないことが判明した場合、甲は乙に対して是正勧告を行うことができる。この場合、乙は甲の是正勧告に従い、是正策を甲に提出し、甲の承諾を受けて自らの責任と費用負担において是正しなければならない。

(賃借権の譲渡等の制限)

- 第 16 条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けたときは、この限りでない。
- 一 事業用地の賃借権を譲渡し、又は事業用地を転貸しないこと。
  - 二 事業用地の賃借権に担保権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定しないこと。
  - 三 事業施設を譲渡しないこと。
  - 四 事業施設を事業提案書記載の者以外に使用させないこと。
- 2 乙が前項の規定により甲の承諾を得て、事業施設の全部又は一部を第三者に賃貸借するときは、当該第三者との間で、事業施設が事業用定期借地権を設定した土地の上に設置されたものであり、事業用定期借地契約の期間満了時に当該第三者との賃貸借契約も終了することを書面により約定しなければならない。

(新築及び増改築の制限等)

- 第 17 条 乙は、本事業を行うため必要な建築物の維持・修繕・改装等を除き、事業施設を取り壊し新たな建築物を建築するとき又は増築若しくは改築をするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

(保全義務、有益費等の償還請求権の放棄及び開発者負担金)

- 第 18 条 乙は、善良な管理者としての注意をもって、事業用地を利用しなければならない。
- 2 乙は、甲の承諾を得ることなく事業用地の形質を変改してはならない。
  - 3 乙は、事業用地に投じた有益費又は必要費その他一切の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

(報告義務、実地調査等)

- 第 19 条 乙は、以下の各号に定める場合には、ただちに甲に通知しなければならない。
- 一 乙が、手形・小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
  - 二 乙が、差押、仮差押、仮処分、競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立を受けたとき。
  - 三 乙が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申

立を受け、又は申立をしたとき。

四 乙が、事業譲渡・合併・会社分割等の組織再編、その他会社の支配に重要な影響を及ぼす事実が生じたとき。

五 乙の住所又は名称に変更があったとき

六 その他前各号に準ずる事項が生じたとき。

2 甲は、この契約に定める用途による利用及びその他の乙の義務の履行状況を確認するため、必要に応じ、事業用地の利用状況等について乙に報告を求め、又は実地調査等を行うことができる。この場合において、乙はこれに協力しなければならない。

#### (延滞金)

第 20 条 乙が賃料その他この契約上の債務をその支払期限までに支払わないときは、甲は、第 7 条第二項に示す月額賃借料を 30 日で除して計算した金額に遅延日数を乗じ、これに政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）を乗じて得た額（100 円未満の端数が生じるとき、又は当該金額が 1,000 円未満であるときは、それらの端数金額又は当該金額を切り捨てた金額）を延滞金として徴収する。

2 乙は、次の各号のいずれかに該当した場合は、甲に対し、その期限の翌日から当該業務の完了日までの日数に応じ、第 7 条第二項に示す月額賃借料を 30 で除して計算した金額を 1 日あたりの延滞金（100 円未満の端数が生じるとき、又は当該金額が 1,000 円未満であるときは、それらの端数金額又は当該金額を切り捨てた金額）として甲に支払わなければならない。

一 第 11 条第 3 項及び第 4 項の定めに反し、期限までに準備工事を完了しなかったとき。

二 第 12 条第 1 及び第 2 項の定めに反し、期限までに事業施設の建設を完了し事業施設の運営を開始しなかったとき。

#### (充当の順序)

第 21 条 甲は、乙が前条に定める延滞金を支払うべき場合において、現に納付のあった金額が、賃料の合計額と延滞金の合計額に満たないときは、延滞金、賃料の順序で充当する。

#### (違約金)

第 22 条 乙が、次の各号のいずれかに該当した場合は、甲に対し、乙が当該事由に該当することが判明した年度の事業用地の時価額（1 平方メートル当たりの価格）に事業用地の地積を乗じた額の 100 分の 10 に相当する額の違約金を支払わなければならない。なお、事業用地の時価額について甲乙が合理的な期間協議しても認識が一致しない場合、甲が合理的な根拠に基づき決定するものとし、乙は当該決定に従うものとする。

一 第 2 条第 3 項の定めに反し、甲の承諾を得ずに発注、委託を行ったとき。

二 第 10 条の定めに反し、事業用地又は事業施設の利用を行ったとき。

- 三 第 12 条の定め反して事業施設等の建設及び運営等を行ったとき。
  - 四 第 16 条第 1 項第 5 号の定め反し、事業施設を使用させたとき。
  - 五 第 17 条第 1 項の定め反し、新築又は増改築を行ったとき。
  - 六 第 18 条第 2 項の定め反し、事業用地の形質を変改したとき。
  - 七 募集要項に定める資格要件を喪失し若しくは有していないことが判明したとき  
(次項第 2 号及び第 30 条の場合を除く。)
- 2 乙が、次の各号のいずれかに該当した場合は、甲に対し、乙が当該事由に該当することが判明した年度の事業用地の時価額(1 平方メートル当たりの価格)に事業用地の地積を乗じた額の 100 分の 20 に相当する額の違約金を支払わなければならない。なお、事業用地の時価額について甲乙が合理的な期間協議しても認識が一致しない場合、甲が合理的な根拠に基づき決定するものとし、乙は当該決定に従うものとする。
- 一 第 16 条第 1 項第 1 号又は第 3 号の定め反し、事業用地の賃借権の譲渡等を行ったとき。
  - 二 本基本協定第 10 条第 1 号ないし第 4 号に該当するとき。
- 3 前 2 項の違約金は、損害賠償額の予定と解釈しない。乙は、前 2 項各号の事由により甲が受けた損害額が前 2 項の違約金の額を上回るときは、その差額を甲の請求に基づき支払わなければならない。

(是正指示)

第 23 条 甲は、この契約に定める義務を乙が履行しないときは、乙に対し、速やかな是正を指示することができる。

(契約の解除)

- 第 24 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合は、催告しないで、この契約を解除することができる。
- 一 第 8 条の定め反し、賃料をその支払期限後 3 月以上支払わないとき。
  - 二 第 22 条第 1 項又は第 2 項の定め反し、違約金を支払わないとき。
  - 三 第 22 条第 1 項第 7 号又は同条第 2 項第 2 号に該当するとき。
  - 四 第 29 条第 1 項の定め反したとき。
  - 五 前各号に定める場合を除くほか、この契約の定めにより甲が乙に是正を指示したにもかかわらず、乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当し、かつ、第 22 条に定める違約金を請求してもなお是正しない場合は、催告しないでこの契約を解除することができる。
- 一 第 2 条第 3 項の定め反し、甲の承諾を得ずに発注、委託を行ったとき。
  - 二 第 10 条の定め反し、事業用地又は事業施設の利用を行ったとき。
  - 三 第 12 条の定め反して事業施設等の建設及び運営等を行ったとき。
  - 四 第 17 条の定め反し、新築又は増改築を行ったとき。
  - 五 第 18 条第 2 項の定め反し、事業用地の形質を変改したとき。
- 3 甲は、前 2 項の定めによりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、そ

の責めを負わないものとする。

- 4 甲は、前 2 項の定めによりこの契約を解除した場合、既納の賃料については還付しないものとする。

(原状回復等)

第 25 条 乙は、甲によりこの契約を解除された場合は、甲の指定する期日までに、乙の責任と費用負担において、事業施設を解体撤去し原状回復の措置を行い、事業用地を更地にして甲に返還しなければならない。

- 2 乙は、賃貸借期間が満了した場合は、賃貸借期間の満了日までに、自己の責任と費用負担において、事業施設を解体撤去のうえ、事業用地を更地にして甲に返還しなければならない。
- 3 乙は、前 2 項の工事に係る計画書を作成して甲の指定する期日までに提出し、承諾を得なければならない。
- 4 乙は、第 1 項及び第 2 項の工事に当たり、周辺住民に対して十分な説明を行い、要望に対しては最大限に尊重し、その対応に努めなければならない。
- 5 乙は、第 1 項及び第 2 項の工事を終了したときは、その結果報告書を甲に提出しなければならない。
- 6 甲は前項の報告書を受領したときは、その日から 30 日以内に作業の完了を確認するための検査を行い、当該検査の結果を乙に通知するものとする。
- 7 乙は、前項の検査に合格しないときは、甲の指定する期間内に作業の補完を行い、再検査を受けなければならない。この場合においては、前 2 項の規定を準用する。

(事業用地の返還の不備に基づく措置)

第 26 条 乙が正当な理由なく、前条第 1 項又は第 2 項の義務を履行しないと認められるときは、甲は、乙に代わってこれを行うことができる。

- 2 前項の場合においては、乙は、甲が行う事業施設の解体撤去及び事業用地の原状回復の措置に異議を申し出ることができず、甲の措置に要した費用を負担し、また、甲に生じた損害を賠償しなければならない。
- 3 乙が正当な理由なく、前条第 1 項又は第 2 項の義務を履行しないときは、前条第 1 項の甲の指定する期日の翌日又は賃貸借期間満了の日の翌日から事業用地の返還までの間、1 か月につき第 7 条第二項に定める賃料の 3 倍に相当する損害金（100 円未満の端数が生じるとき、又は当該金額が 1,000 円未満であるときは、それらの端数金額又は当該金額を切り捨てた金額）を甲に支払うものとする。

(損害賠償)

第 27 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないために損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

- 2 この契約の履行に関して、第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものにつ

いては、甲が負担する。

(瑕疵担保責任)

第 28 条 甲は、事業用地に隠れた瑕疵があっても、その責めを一切負わないものとする。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第 29 条 乙は、事業用地又は事業施設を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所等、募集要項 1(7)の 2) に示す用に供してはならない。

2 乙は、前項に定める義務に違反したときは、甲に対し、第 7 条第二項の月額賃借料に 12 ヶ月を乗じて計算される年額賃借料の 3 倍に相当する額の違約金を支払わなければならない。

3 前項の違約金は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(反社会的勢力の排除)

第 30 条 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。

- 一 自ら又は構成員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
- 二 自ら又は構成員の役員(取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと。
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
- 四 自ら又は構成員が、自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。

ア 甲に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2 乙は、次の各号のいずれかに該当した場合には、乙のいずれかが当該事由に該当することが判明した年度の事業用地の時価額(1 平方メートル当たりの価格)に事業用地の地積を乗じた額の 100 分の 20 に相当する額を支払わなければならない。なお、事業用地の時価額について甲乙が合理的な期間協議しても認識が一致しない場合、甲が合理的な根拠に基づき決定するものとし、乙は当該決定に従うものとする。

一 前項第 1 号又は第 2 号の確約に反する表明をしたことが判明した場合

二 前項第 3 号の確約に反し契約をしたことが判明した場合

三 前項第 4 号の確約に反した場合

3 前項の違約金は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

4 甲は、乙が、第 2 項の各号のいずれかに該当した場合は、催告をしないで、この契約を解除することができる。

5 甲は、前項の定めによりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(甲の指示による事業の終了)

第 31 条 甲は、この契約に基づく賃貸借の期間中、甲において事業用地を公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、地方自治法第 238 条の 5 第 4 項に基づきこの契約を解除することができる。

2 前項に基づきこの契約が解除された場合、乙は、甲に対し、地方自治法第 238 条の 5 第 5 項に基づき損失の補償を求めることができる。

(秘密の保持)

第 32 条 甲及び乙は、本事業又はこの契約に関する事項について知り得た情報につき、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者（乙が本事業に係る業務を発注又は委託した企業に開示しないこと、及びこの契約の履行の目的以外には使用しないことを確認し、乙は当該秘密保持を受注企業にも遵守させるものとする。ただし、次の各号に定める場合はこの限りではない。

- 一 この契約締結前に、既に自ら保有していた場合
- 二 公知であった場合
- 三 この契約に関して知った後、自らの責めによらないで公知になった場合
- 四 この契約に関して知った後、正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに適法に取得した場合
- 五 裁判所により開示が命じられた場合
- 六 乙が本事業に関する資金調達を図るため合理的に必要なものとして開示する場合
- 七 甲が議会に開示する場合
- 八 甲又は乙がそれぞれの弁護士等のアドバイザーに守秘義務を課して開示する場合
- 九 甲が情報公開条例に基づき開示する場合
- 十 その他甲又は乙が法令に基づき開示する場合

(公正証書の作成及び強制執行の認諾)

第 33 条 この契約については、公正証書を作成するものとし、乙は、延滞に係る賃料及び第 20 条に定める延滞金並びに第 22 条、第 29 条及び第 30 条に定める違約金につき、甲が判決を得ることなくただちに強制執行を行うことについて、異義ないことを認諾する。

(契約の費用)

第 34 条 この契約の締結及び公正証書作成に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第 35 条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第 36 条 この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、契約当事者記名押印の上、甲及び乙の代表構成員がそれぞれその 1 通を所持する。

令和元 年●月●日

甲	埼玉県三芳町大字藤久保 1100 番地 1 入間郡三芳町 三芳町長	印
乙	[応募者] (代表構成員) 所在地 代表者氏名	印
	(構成員) 所在地 代表者氏名	印
	(構成員) 所在地 代表者氏名	印